

世田谷区 災害対策強化プラン

令和7年11月策定時点からの更新箇所については、赤字で記載しています。

令和8年8月更新版
危機管理部災害対策課

目次

CONTENTS

■ はじめに

1

■ 防災に関する計画・指針等の策定・修正の状況

2

■ 強化プラン及び各計画等との相関イメージ

3

■ 世田谷区の被害想定

4

■ 世田谷区の減災目標

5

■ 世田谷区災害対策強化プランの目指すべき姿

5

■ 減災目標達成に向けた取組みの計画的な推進

5

■ 重点テーマと目指すべき姿の設定

6

■ 各テーマの取組みの概要と取組工程

7

1. 避難所の管理運営体制の整備… 7

2. 地区・地域防災力の強化… 9

3. 在宅避難の推進… 11

4. 防災DXの推進… 13

5. 物資供給体制の強化…

6. 災害対応力、広域連携体制の強化…

7. 医療救護対策等の充実…

8. 安全な都市づくりの推進…

■ 参考 東京都防災アクションプラン

23

■ はじめに

区では、首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）や東京都地域防災計画の修正（令和5年5月）、国の防災基本計画の修正（令和5年5月等）に加え、令和6年能登半島地震等を踏まえ、令和7年2月、世田谷区地域防災計画を修正するとともに、避難者支援の生命線となる物資供給をより確実なものとするため、災害時物資配送計画を策定した。

これら地域防災計画等で定めた震災対策を着実に推進するため、この間に策定された都の災害対策関係指針や区民意識調査、令和6年度に実施したせたがや防災ギフト事業において取得したアンケート結果からわかる区民の防災意識の現状等を念頭に置きつつ、今後の重点取組みを「世田谷区災害対策強化プラン」としてまとめ計画的に施策を進めるものとする。

世田谷区災害対策強化プラン

■ 防災に関する計画・指針等の策定・修正の状況

区では、首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）や東京都地域防災計画の修正（令和5年5月）、国の防災基本計画の修正（令和5年5月等）に加え、令和6年能登半島地震等を踏まえ、令和7年2月、世田谷区地域防災計画を修正するとともに、避難者支援の生命線となる物資供給をより確実なものとするため、災害時物資配送計画を策定した。これら修正した地域防災計画等を着実に推進するため、この間に策定された都の災害対策関係指針等を念頭に置きつつ、今後の重点取組みを災害対策強化プランとしてまとめ計画的に施策を進めるものとする。

<世田谷区>

世田谷区基本計画・実施計画 令和6年3月策定

- 政策10 安全・安心のまちづくり
施策10-1 地域防災力の向上 施策10-3 健康危機管理体制の強化
- 政策11 災害に強い街づくり
施策11-1 震災に強い街づくり 施策11-2 都市の事前復興

新たな行政経営への移行実現プラン 令和8年3月改定

- 1-17 防災士の地域防災活動への参加促進
- 5-13 地区・地域防災力の強化
- 5-14 物資の確実な確保・提供に向けた体制整備
- 5-16 保健医療福祉総合プラザにおける災害医療対応の体制強化

世田谷区地域防災計画 令和7年2月修正

- 区の減災目標
2030年度（令和12年度）までに、「首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減」する。

<主な対策>

- 住宅の耐震化 ○ 整備地域の不燃化 ○ 無電柱化の推進
- 出火防止対策（感震ブレーカーの設置促進） ○ 初期消火対策（消火器設置促進）
- 家具類の転倒・落下・移動防止対策 ○ 区市町村のBCP策定
- 避難所環境の向上 ○ 災害時トイレの確保

災害時物資配送計画 令和7年3月策定

- 区の備蓄物資や、国・都からの支援物資、その他の救援物資・義援物資等を確実にかつできる限り速やかに指定避難所等に届けるため、区の地域内輸送拠点等から指定避難所までの配送要領等を具体化する計画として策定

<主な内容>

- 物資配送のタイムライン ○ 区備蓄物資、国・都からの支援物資の配送
- 国・都以外からの救援物資等の配送 ○ 上用賀公園体育館竣工後の物資配送
- 医療物資の配送等 ○ 在宅避難者等への食料等の配布
- 物資支援要請等の連絡・情報共有

<東京都>

東京都業務継続計画（都政BCP） 令和5年11月改定

- いつ起こるともしれない災害に備え、多様な災害に柔軟に対応できるBCP（オールハザード型：首都直下地震、大規模風水害等）へと改定
- 最も大きい被害が想定される首都直下地震をベースに、新たな被害想定など、被害の実態を踏まえた職員の参集状況を試算・分析
参集状況は、3日後で全職員の1／3程度、1週間後においても、2／3程度と想定

東京都避難者生活支援指針 令和8年3月策定

- 避難生活を「避難所避難」「在宅避難」「被災地外避難」の3つに分類し、避難所避難者に対する支援に加え、在宅避難者や被災地外避難者に対する支援も含めた避難者の生活支援全体について基本的事項を整理するとともに、事項ごとの具体的な取組や参考にすべき好事例をガイドラインとして提示（本指針は「東京都避難所運営指針」を包含するもの）
①生活空間の確保（寝床の改善） ②トイレ環境の確保 ③食事の提供 ④入浴機会の確保
⑤女性・要配慮者等への対応 ⑥ペットの受入れ体制の整備 ⑦避難所運営体制の構築
⑧物資輸送のラストワンマイル対策など

東京トイレ防災マスタープラン 令和7年3月策定

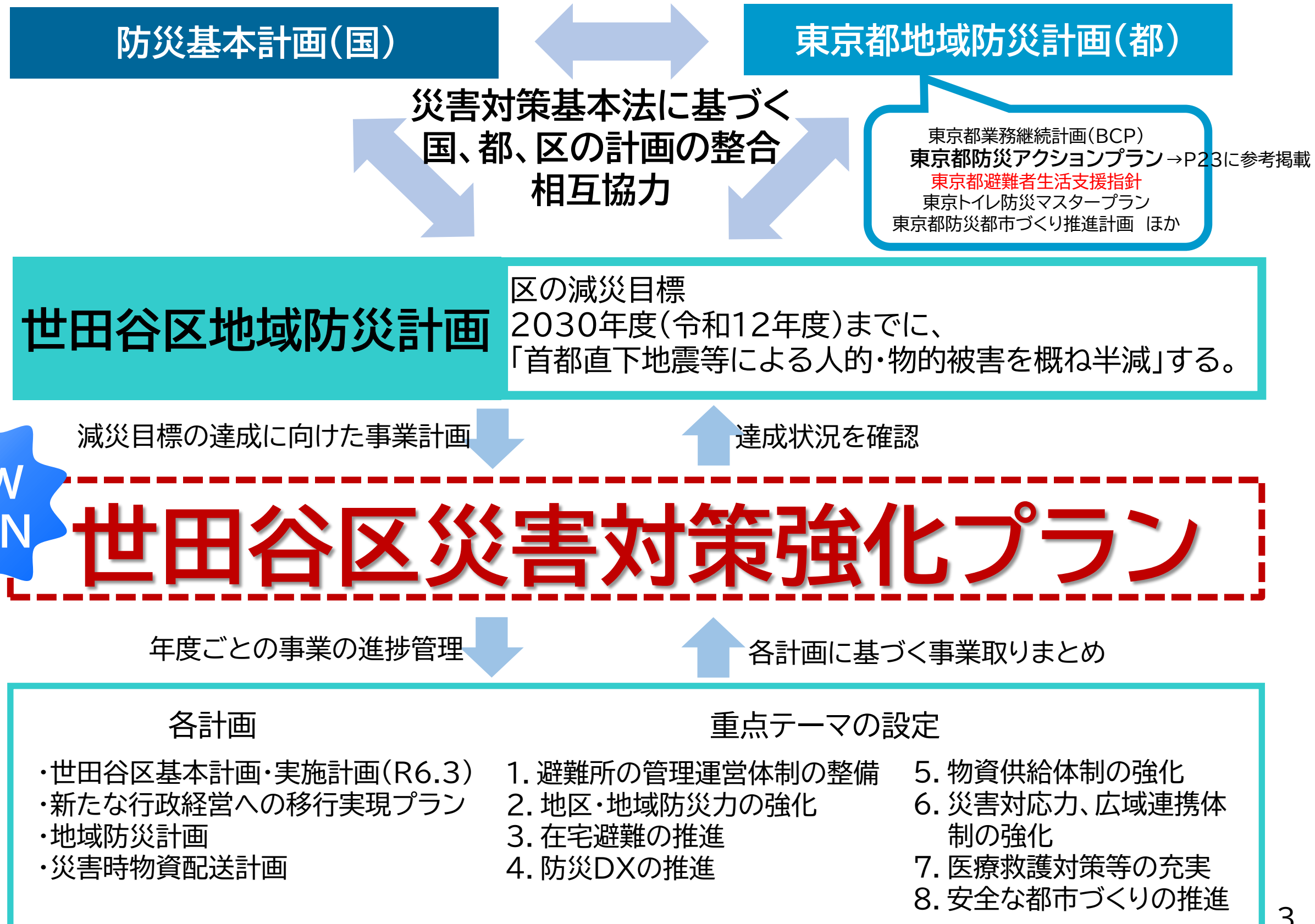
- 災害時における都民の尊厳と健康を守るため、質の高いトイレ環境を確保し、被害を最小限に抑えるため、災害時にトイレ確保の主体となる区市町村の取組を支援するための指針として策定
①災害時に必要なトイレを、適切な場所に十分な数量確保
災害時トイレ空白エリアの解消及び人口密度に応じたトイレ充足度の向上を目指した適正配備を行い、十分な災害用トイレを確保
②多様な避難者に配慮した快適で衛生的なトイレ環境整備
災害用トイレの運用ルールや点検方法の明確化

東京都防災都市づくり推進計画 基本方針 令和8年3月一部修正

- 整備地域の目標の着実な達成に向け、不燃化特区制度と特定整備路線の整備について、取組みを5年間延長
- 局所的に対策が必要な地区を抽出し、「防災環境向上地区」として位置付け、防災生活道路や公園整備等への助成を開始
- 防災生活道路や公園・広場等について、区市への支援を拡充し整備を一層促進

世田谷区災害対策強化プラン

■ 強化プラン及び各計画等との相関イメージ



世田谷区災害対策強化プラン

■ 世田谷区の被害想定

想定される地震による被害として、都心南部直下地震、大正関東地震（関東大震災の再来を想定した海溝型地震）、多摩東部直下地震、立川断層帯を想定した地震による被害想定がある。このうち、相対的に区への影響が最も大きい「都心南部を震源とする直下地震」による被害想定を世田谷区における被害想定的前提として位置付ける。

都心南部を震源とする直下地震の被害想定では、発災の想定時刻により被害が異なるが、「冬の夕方18時、風速8m／秒」を基本にして、対応を考慮していくこととする。

【地震の規模と被害想定】（R 7年2月修正世田谷区地域防災計画より抜粋）

地震	都心南部直下地震
規模	マグニチュード7.3
震度分布	7(0.1%)6強(68.9%)6弱(31.0%)
気象条件	冬の夕方18時・風速8m／秒

人的被害	死者	645人	
		揺れによる建物倒壊	212人
		急傾斜地崩壊	1人
		火災	398人
		ブロック塀等	16人
		屋外落下物	0人
		屋内収容物	18人
	負傷者	7,132人 (うち重傷者1,212人)	
		揺れによる建物倒壊	4,427人
		急傾斜地崩壊	1人
		火災	1,738人
		ブロック塀等	537人
		屋外落下物	2人
		屋内収容物	427人

建物被害	全壊・焼失棟数	25,757棟
	ゆれ・液状化等	6,464棟
	火災(建物倒壊を含まない)	19,293棟

ライフライン被害	電力停電率	18.9%
	通信不通率	11.5%
	上水道断水率	23.2%
	下水道管きよ被害率	5.6%
	ガス供給停止率	14.4%

その他	避難者数		252,337人
	避難所避難者数	発災後1日後	151,290人
		発災4日～1週間後	168,224人
		発災1か月後	52,374人
	都内滞留者数		768,014人
	帰宅困難者数		116,697人
	閉じ込めにつながり得るエレベーター 停止台数		1,267台
	要配慮者死者数		409人
	自力脱出困難者		1,957人
	災害廃棄物		231万t

世田谷区災害対策強化プラン

■ 世田谷区の減災目標

2030年度(令和12年度)までに、「首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減」する。

■ 世田谷区災害対策強化プランの目指すべき姿

区では、令和7年2月の地域防災計画修正の中で、2030年度(令和12年度)までに、「首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減」するとした減災目標を定めた。

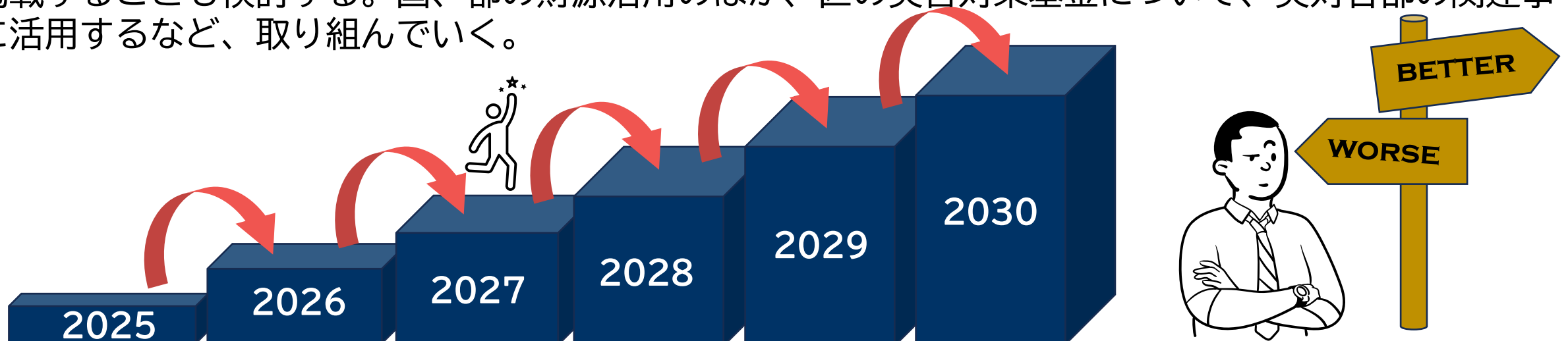
世田谷区災害対策強化プランでは、減災目標の実現を見据え、8つの重点テーマとテーマごとの目指すべき姿を設定し、年度ごとに必要となる主な取り組みを具体化する。

また、各テーマにおける目指すべき姿の担い手は区のみならず、区民、地域、事業者等の自助・共助の課題や役割について順次明らかにし、協力体制の構築を目指していく。

■ 減災目標達成に向けた取り組みの計画的な推進

世田谷区災害対策強化プランは、各年度において定めた取り組みの進捗状況及びアンケート実施等による区民の防災意識の変化を確認し、次年度以降の取り組みを改善、さらなる推進に資するよう、適宜見直しをしていくものとする。

現在の地域防災計画の被害想定を基準に、今後行われる被害想定の見直しや各年度の世田谷区区民意識調査の結果も踏まえ、世田谷区の減災目標に資する優先度の高い取り組みを選定し、新規の取り組みとして掲載することも検討する。国、都の財源活用のほか、区の災害対策基金について、災対各部の関連事業に活用するなど、取り組んでいく。



重点テーマと目指すべき姿の設定

重点テーマ
Main Theme

目指すべき姿
Vision

1. 避難所の管理運営体制の整備

避難所における良好な生活環境の確保に向け、要配慮者を含む幅広いニーズに応じた円滑な避難所運営を可能とする体制を整備

2. 地区・地域防災力の強化

地区防災計画に基づき自助、共助による地域の防災力向上を図るため、避難所運営をはじめとした地域防災活動の担い手の確保、育成

3. 在宅避難の推進

避難者多数による指定避難所の密集を回避し、適切な運営を可能とするため、自宅が安全な場合は住み慣れた環境で過ごせる在宅避難を推進

4. 防災DXの推進

デジタルの技術を用いて、災害時の迅速な情報収集・情報共有・情報提供を実施できるよう、ハード・ソフト両面での整備を推進

5. 物資供給体制の強化

発災時に避難所に必要な物資を迅速かつ確実に届けることができるよう、備蓄・輸送対策などの物資供給体制を強化

6. 災害対応力、広域連携体制の強化

災害時の応急・復旧・復興業務や優先すべき通常業務を円滑かつ確実に実践できるよう、計画やマニュアルを整備・修正し、各種協力協定のもと区の災害対応力を強化

7. 医療救護対策等の充実

災害時のフェーズごとの医療ニーズに対応するため、実効性のある医療救護活動を行う体制を整備する

8. 安全な都市づくりの推進

地震に強い都市づくりの実現に向け、都市構造そのものの防災性を高めていくことを基本として施策を推進

重点テーマ1 避難所の管理運営体制の整備

目指すべき姿
Vision

□避難所における良好な生活環境の確保に向け、要配慮者を含む幅広いニーズに応じた円滑な避難所運営を可能とする体制を整備

取組みの概要

◆指定避難所運営（総合支所、危機管理部、世田谷保健所）

- 避難所避難者管理のDX化
- 避難所運営の担い手の確保、継続的な訓練の実施
- 避難所運営マニュアル等における多様性に配慮した幅広いニーズへの対応
- ペット同行避難の受入拡大（行経プ～R9）
- 避難所運営用倉庫内の整理・最適化（行経プ～R9）・避難所運営活動支援

◆予備避難所開設手順の構築（総合支所）

- 開設手順のモデルケースを元に個別施設の開設手順書を作成（行経プ～R9）

◆福祉避難所の開設・運営（総合支所、保健福祉政策部、高齢福祉部、障害福祉部、子ども・若者部）

- 避難行動要支援者等の情報収集及び取扱い、入所の流れの整理
- 高齢：福祉避難所開設・運営手順書の改訂、協定施設拡充の検討
- 障害：福祉避難所開設・運営手順書の改訂、協定施設拡充の検討
- 母子：マニュアルの作成校の拡大、運営用物品の配備、訓練の実施

世田谷区災害対策強化プラン

重点テーマ1 避難所の管理運営体制の整備

目指すべき姿
避難所における良好な生活環境の確保に向け、要配慮者を含む幅広いニーズに応じた円滑な避難所運営を可能とする体制を整備



①指定避難所運営（総合支所、危機管理部、世田谷保健所）

避難所避難者管理のDX化	避難者管理システムのテスト・本番環境の構築	避難者管理システムのテスト・本番環境の構築、マニュアル整備	マニュアル整備・導入	避難所避難者の現況が把握でき、必要となる支援ニーズの把握ができる。	
避難所運営の担い手の確保、継続的な訓練の実施	防災訓練、避難所運営訓練、防災塾、啓発イベント等への区民参加促進の取り組み実施 継続的・実践的な訓練実施への支援実施			避難所運営の担い手が確保され、訓練体験を活かした円滑な避難所運営ができる。	
避難所運営マニュアル等における多様性に配慮した幅広いニーズへの対応	女性防災コーディネーターによる防災研修(地域啓発研修)の実施			多様性を認め合う視点を踏まえた円滑な避難所運営ができる。	
ペット同行避難の受入拡大 ～R9(行経プ)	一部体制整備 課題検討・訓練等実施	体制整備力所の拡大 課題検討・訓練等実施		災害時のペット同行避難について、多くの避難所において受け入れ体制が整っている。	
避難所運営用倉庫内の整理・最適化 ～R9(行経プ)・避難所運営活動支援	備蓄物資の管理業務委託 実施・検証 避難所運営活動にかかる支援(活動物品・訓練物品、チラシなど)			各避難所や避難者への物資供給の確実性が向上する。 円滑な避難所運営ができる。	

②予備避難所開設手順の構築（総合支所）

開設手順のモデルケースを元に個別施設の開設手順書を作成 ～R9（行経プ）	手順構築、物資調整、施設調整		物資調整 施設調整	協定締結済み法人との協定内容の確認や見直し、開設マニュアル等の作成等により、開設の実効性が確保出来ている。		
--------------------------------------	----------------	--	--------------	---	--	--

③福祉避難所の開設・運営（総合支所、保健福祉政策部、高齢福祉部、障害福祉部、子ども・若者部）

避難行動要支援者等の情報収集及び取扱い、入所の流れの整理	・在宅及び指定避難所における避難行動要支援者等の情報収集 ・福祉避難所入所までの流れの整理		避難行動要支援者等の福祉避難所入所が滞りなく可能な状態	
高齢・福祉避難所開設・運営手順書の改訂、協定施設拡充の検討	・福祉避難所開設・運営手順書の改訂	・福祉避難所開設・運営手順書の更新	避難所開設・運営手順書を基にした継続的な訓練の実施により、訓練体験を活かした円滑な福祉避難所(高齢)の運営ができる。	
	・協定施設の拡充・関係機関との連携強化			
障害・福祉避難所開設・運営手順書の改訂、協定施設拡充の検討	・福祉避難所開設・運営手順書の改訂	・福祉避難所開設・運営手順書の更新	避難所開設・運営手順書を基にした継続的な訓練の実施により、訓練体験を活かした円滑な福祉避難所(障害)の運営ができる。	
	・協定施設の拡充・関係機関との連携強化			
母子:マニュアルの作成校の拡大、運営用物品の配備、訓練の実施	・協定校ごとの避難所運営マニュアルの作成 ・図上訓練 ・関係機関との連携強化	・全体版避難所運営マニュアルの改訂 ・図上訓練	各種運営マニュアルの整備と継続的な訓練の実施により、訓練体験を活かした円滑な福祉避難所(母子)の運営ができる。	

重点テーマ2 地区・地域防災力の強化

目指すべき姿
Vision

□地区防災計画に基づき自助、共助による地域の防災力向上を図るため、避難所運営をはじめとした地域防災活動の担い手の確保、育成

■ 取組みの概要

◆地域防災の担い手の確保（総合支所、危機管理部）

- 防災士認証登録支援を受けた防災士が、地域の防災区民組織等の活動に加わるための支援を促進 ～R9（行経プ）
- 女性防災コーディネーターによる防災研修（地域啓発研修）により、区民の地域防災活動への理解を促進 ～R9（実施計画）

◆防災訓練等への区民の参加促進（総合支所、危機管理部）

- 防災訓練、避難所運営訓練、防災塾、啓発イベント等への区民の参加を促進 ～R12（実施計画）
- 防災活動促進による地域防災力の向上 ～R9（地行推進計画）

◆初期消火体制の強化（総合支所、**危機管理部**）

- 火災被害を減少するため、街路消火器やスタンドパイプの設置・啓発等の実施
- 住宅用消火器の設置促進**

世田谷区災害対策強化プラン

重点テーマ2 地区・地域防災力の強化

目指すべき姿

地区防災計画に基づき自助、共助による地域の防災力向上を図るため、避難所運営をはじめとした地域防災活動の担い手の確保、育成

主な取組みの工程

2025

2026

2027

2028

2029

2030～

①地域防災の担い手の確保（総合支所、危機管理部）

防災士認証登録支援を受けた防災士が、地域の防災区民組織等の活動に加わるための支援を促進 ～R9(行経プ)

防災士と地域の連携体制を促進する取組みの実施

検証・実施

検証・実施

地域人材である防災士の知識を地域に還元し、防災意識の醸成、特に共助の推進・底上げを図り、地域防災力を向上する。

女性防災コーディネーターによる防災研修(地域啓発研修)により、区民の地域防災活動への理解を促進 ～R9(実施計画)

地域啓発研修の実施

区民の地域防災活動において、多様性を認め合う視点に理解がある。

②防災訓練等への区民の参加促進（総合支所、危機管理部）

防災訓練、避難所運営訓練、防災塾、啓発イベント等への区民の参加促進 ～R12(実施計画)

防災訓練、避難所運営訓練、防災塾、啓発イベント等への区民参加促進の取組み実施

訓練参加者への防災啓発物品配付
訓練参加者へのアンケート実施

防災訓練等に参加することで、区民の防災力が向上する。

防災活動促進による地域防災力の向上 ～R9(地行推進計画)

・マンション防災の取組み等により防災区民組織の拡大を図るとともに、防災訓練等の実施を支援する。
・防災区民組織の結成促進に向けたインセンティブの検討

防災区民組織への支援を行うことで、地区・地域の防災力が向上する。

③初期消火体制の強化（総合支所、危機管理部）

火災被害を軽減するため、街路消火器やスタンドパイプの設置・啓発等の実施

街路消火器の設置・管理
公共用地へのスタンドパイプの配置及び訓練等による啓発

火災の拡大を防ぎ、被害を最小限に抑えるために初期消火体制を整備・強化する。

住宅用消火器の設置促進

住宅用消火器の設置促進事業の検討

住宅用消火器購入促進事業実施

住宅用消火器の普及促進により、住宅火災被害の軽減及び地域防災力の向上を図る。

重点テーマ3 在宅避難の推進

目指すべき姿
Vision

□避難者多数による指定避難所の密集を回避し、適切な運営を可能とするため、自宅が安全な場合は住み慣れた環境で過ごせる在宅避難を推進

取組みの概要

◆在宅避難の周知啓発（総合支所、危機管理部、都市整備政策部）

- 在宅避難に関する啓発物の発行や啓発イベントの継続的な実施（行経プ～R9）
- マンション防災における自助・共助及び防災区民組織の結成促進に向けた取組み

◆水・食料等の備蓄や住宅の安全対策器具の設置促進（総合支所、危機管理部、防災街づくり担当部）

- 水・食料・トイレ等の備蓄や住宅の安全対策器具の設置を促進するため、防災用品のあっせんを拡充～R8

◆避難行動要支援者・要配慮者等への対応体制

（総合支所、DX推進担当部、危機管理部、保健福祉政策部、高齢福祉部、障害福祉部）

- 個別避難計画作成の取組み（行経プ～R9）
- 支援・配慮が必要な方とのコミュニケーション方法の改善

世田谷区災害対策強化プラン

重点テーマ3 在宅避難の推進

目指すべき姿

避難者多数による指定避難所の密集を回避し、適切な運営を可能とするため、自宅が安全な場合は住み慣れた環境で過ごせる在宅避難を推進

主な取組みの工程

2025

2026

2027

2028

2029

2030～

①在宅避難の周知啓発（総合支所、危機管理部、都市整備政策部）

在宅避難に関する啓発物の発行や啓発イベントの継続的な実施～R9（行経プ）	・在宅避難啓発冊子作成（マンション居住者向け） ・防災教室、防災塾、避難所運営訓練・防災訓練、イベント等における啓発	・啓発事業に合わせたアンケートの実施	区民に在宅避難の重要性が理解され、在宅避難のために必要な知識や備蓄、震災時にとるべき行動が浸透していくことで、指定避難所の過密状況が緩和され、適切な避難所運営が可能となり、区民が混乱することなく避難生活への移行できる。		
マンション防災における自助・共助及び防災区民組織の結成促進に向けた取組み	・マンション防災共助促進事業の実施 ・マンション防災啓発冊子、ちらし作成、配布 ・マンション単位の防災区民組織の新規結成促進	・マンション単位の防災区民組織の新規結成促進 ・マンションと町会・自治会との連携 ・区とマンション管理会社等との連携強化			マンション単位の防災区民組織結成や町会・自治会との連携などの共助体制の強化により、地区・地域の防災力が向上する。

②水・食料等の備蓄や住宅の安全対策器具の設置促進（総合支所、危機管理部、防災街づくり担当部）

水・食料・トイレ等の備蓄や住宅の安全対策器具の設置を促進するため、防災用品のあっせんを拡充～R8	・防災用品のあっせん拡充の検討 ・防災用品購入機会の創出	防災用品のあっせん拡充の実施			各家庭における備蓄、自宅の安全対策が整うことで、在宅避難率が向上する。
--	---------------------------------	----------------	--	--	-------------------------------------

③避難行動要支援者・要配慮者等への対応体制（総合支所、DX推進担当部、危機管理部、保健福祉政策部、高齢福祉部、障害福祉部）

個別避難計画作成の取組み～R9（行経プ）	・個別避難計画管理システム改修（個別避難計画管理項目の修正）	・福祉の専門職等との連携強化 ・安否確認態勢の整備 ・新たに対象となった人の計画の作成を進める	・避難行動要支援者や支援者の防災意識の向上、避難行動の確認・実践の準備が整う。 ・安否確認態勢が整備される。		
支援・配慮が必要な方とのコミュニケーション方法の改善	対象者・実施方法の検討 システムのあり方の検討	テスト・本番環境の構築（必要な場合）	マニュアル整備・導入	対象者とのコミュニケーションがスムーズに取れる。	

重点テーマ4 防災DXの推進

目指すべき姿
Vision

□デジタルの技術を用いて、災害時の迅速な情報収集・情報共有・情報提供を実施できるよう、ハード・ソフト両面での整備を推進

■ 取組みの概要

◆災害時の情報管理（政策経営部、危機管理部）

- 総合防災情報システムの更新、職員の習熟度の向上
- MCA無線（R11.5に終了）の代替となるサービスの検討、入替
- 260MHzデジタル無線の機器生産停止に伴う入替
- 防災ポータル・防災防犯情報メールの区民認知度・情報発信力の向上

◆避難所避難者管理のDX化（総合支所、DX推進担当部、危機管理部）

- 避難所避難者の入退室管理システムの構築

◆職員の安否確認のDX化（DX推進担当部、総務部、危機管理部）

- 職員の安否情報のための仕組みを構築

◆避難行動要支援者・要配慮者等とのコミュニケーション方法の検討（総合支所、保健福祉政策部、DX推進担当部、危機管理部）

- 支援・配慮が必要な方とのコミュニケーション方法の改善

◆備蓄物資の在庫管理の強化（危機管理部・財務部）

- 防災倉庫及び区が備蓄する物資等を一元管理し、運用態勢を構築

世田谷区災害対策強化プラン

重点テーマ4 防災DXの推進

目指すべき姿
デジタルの技術を用いて、災害時の迅速な情報収集・情報共有・情報提供を実施できるよう、ハード・ソフト両面での整備を推進

主な取組みの工程

2025

2026

2027

2028

2029

2030～

①災害時の情報管理（政策経営部、危機管理部）

総合防災情報システムの更新、職員の習熟度の向上

災対各部の職員が、総合防災情報システムに触れる機会をつくり、総合防災情報システムに触ったことのない職員がいない状況を維持できる。

MCA無線(R11.5に終了)の代替となるサービスの検討、入替

MCA無線
代替サービスの検討

代替サービスの
検討・確定

代替機への
入れ替え

代替機への入替後も災害時の情報収集が円滑にできる。

260MHzデジタル無線の機器生産停止に伴う入替

入替方法の
検討・確定

契約・業者作業

入替対応

入替後も災害時の情報収集が円滑にできる。

防災ポータル・防災防犯情報メールの区民認知度・情報発信力の向上

区民向けの情報提供の方法について整理

衛星通信環境の整備

区民向けの情報提供の方法について、随時最善のものを検討し、区民が防災・防犯情報の情報を取得することができる。

②避難所避難者管理のDX化（総合支所、DX推進担当部、危機管理部）【再掲】

避難所避難者の入退室管理システムの構築

テスト環境の構築・試行
実施・検証

本番環境の
構築・試行・検証

マニュアル
整備・導入

避難所避難者の現況が把握でき、必要となる支援ニーズの把握ができる。

③職員の安否確認のDX化（DX推進担当部、総務部、危機管理部）

職員の安否情報のための仕組みを構築

安否確認手法の検討

テスト・仕組み
の構築

導入

災害時に職員が安否報告をスムーズに行い、職員の安否情報を所属において即時に確認することができる。

④避難行動要支援者・要配慮者等とのコミュニケーション方法の検討（総合支所、保健福祉政策部、DX推進担当部、危機管理部）【再掲】

支援・配慮が必要な方とのコミュニケーション方法の改善

対象者・実施方法の検討
システムのあり方の検討

テスト・本番
環境の構築
(必要な場合)

マニュアル
整備・導入

対象者とのコミュニケーションが
スムーズに取れる。

⑤備蓄物資の在庫管理の強化（危機管理部、財務部）

防災倉庫及び区が備蓄する物資等を一元管理し、運用体制を構築

・防災倉庫・備蓄物資等の最適化によるデータベース(倉庫マス)の構築(2025～2027)
・国の備蓄物資システム(B-Plo)及び東京都災害情報システム(DIS)との連携方法の検討
・総合防災情報システムと他システムとの運用区分の検討

・区が使用する各システムの連動要領の整理

・災害時物資配送計画に区が使用する各システムの連動要領を反映

備蓄物資情報の一元管理及び災害時の物資供給における連絡体制の確立により、災害時に区民に確実かつスムーズに物資が供給できる。

重点テーマ5 物資供給体制の強化

目指すべき姿
Vision

□発災時に避難所に必要な物資を迅速かつ確実に届けることができるよう、備蓄・輸送対策などの物資供給体制を強化

取組みの概要

◆備蓄物資の充実（危機管理部）

- 区内で避難所生活者3日分の食料を確保（都寄託物資含む）
- 備蓄物資品目の見直し

◆物資保管スペースの計画的な確保（危機管理部）

- 既存倉庫の整理・最適化及び新規倉庫の確保
～R19：不足面積の解消

◆地域内輸送拠点・物資集積拠点の強化（危機管理部、財務部）

- 物資配送資器材の確保と地域内輸送拠点等の運営マニュアルの整備

◆物流専門事業者との連携（危機管理部、財務部）

- 災害時協力協定の締結 ～R9（行経プ）、物資配送訓練の実施

世田谷区災害対策強化プラン

重点テーマ5 物資供給体制の強化

目指すべき姿

発災時に避難所に必要な物資を迅速かつ確実に届けることができるよう、
備蓄・輸送対策などの物資供給体制を強化

主な取組みの工程

2025

2026

2027

2028

2029

2030～

①備蓄物資の充実（危機管理部）

区内で避難所生活者3日分の食料を確保(都寄託物資含む)		・都寄託物資 20万食受入れ	・都寄託物資 10万食受入れ	・都寄託物資 10万食受入れ	・都寄託物資 10万食受入れ	区内に避難所生活者数の2.5日分の食料が確保できている。 ※R13上用賀公園体育館竣工後に3日分の食料を確保
備蓄物資品目の見直し	・備蓄管理委託事業者と意見交換 ・見直しPT開始	・指定避難所運営用 検討委員会実施	・新品目・数量を反映 備蓄物資の見直し	・新品目・数量を反映	・新品目・数量を反映	社会情勢を踏まえた品目・数量に見直されている。

②物資保管スペースの計画的な確保（危機管理部）

既存倉庫の整理・最適化及び新規倉庫の確保 ※不足面積:3,880㎡ ～R19:不足面積の解消	・野毛広域用防災倉庫拡張(150㎡) ・旧川場村中学校借入(450㎡) ・倉庫最適化(120㎡)	・倉庫最適化(120㎡) ・三菱UFJ銀行成城支店施設内借入(110㎡)	・倉庫最適化(140㎡)		・北烏山7丁目緑地広域用防災倉庫(150㎡)	1,130㎡分の保管スペースが確保できている。 ※不足面積は残り2,750㎡。 ※上用賀公園体育館倉庫竣工により2,000㎡、小・中学校倉庫拡張により750㎡確保。
--	--	---	--------------	--	------------------------	--

③地域内輸送拠点・物資集積拠点の強化（危機管理部、財務部）

物資配送資器材の確保と地域内輸送拠点等の運営マニュアルの整備	・地域内輸送拠点運営マニュアル整備の検討	・地域内輸送拠点運営マニュアルの整備	・資機材購入			災害時に区民に十分な物資を供給することができる。
--------------------------------	----------------------	--------------------	--------	--	--	--------------------------

④物流専門事業者との連携強化（危機管理部、財務部）

災害時協力協定の締結 ～ R9(行経プ)、物資配送訓練の実施	・災害時協力協定の締結 ・災害時物資配送訓練の実施(北沢地域)	・災害時協力協定の締結(2団体締結) ・災害時物資配送訓練の実施(砧地域)	・災害時物資配送訓練の実施	・災害時物資配送訓練の実施	・災害時物資配送訓練の実施	災害時に区民に十分な物資を供給することができる。
--------------------------------	------------------------------------	--	---------------	---------------	---------------	--------------------------

重点テーマ6 災害対応力、広域連携体制の強化

目指すべき姿
Vision

□災害時の応急・復旧・復興業務や優先すべき通常業務を円滑かつ確実に実践できるよう、計画やマニュアルを整備・修正し、各種協力協定のもと区の災害対応力を強化

取組みの概要

- ◆業務継続計画（BCP）の修正（危機管理部）
 - 業務継続計画を修正し、より実効性の高い計画とする
- ◆遺体対応マニュアルの策定（総合支所、危機管理部、生活文化政策部、地域行政部、スポーツ推進部、土木部等）
 - マニュアルを策定し、関係各部の活動を具体化
- ◆職員行動マニュアルの修正（災対各部、危機管理部）
 - 業務継続計画（BCP）の見直しと遺体対応マニュアルの策定を踏まえ、災害時職員行動マニュアルを修正 R7～R8
- ◆受援体制の整備（総務部、危機管理部）
 - 国や都のガイドライン、計画等を踏まえ、人的応援を円滑に受け入れるための体制や手順、受援業務等を整理 R7～R9
- ◆震災復興マニュアルの修正（政策経営部、危機管理部）
 - 特別区長会調査研究機構の調査研究等を踏まえ、震災復興マニュアルを修正 R8
- ◆災害時トイレ確保・管理計画の策定（総合支所、危機管理部、清掃・リサイクル部、都市整備領域、公共施設管理所管）
 - 災害時トイレ確保・管理計画の策定
- ◆広域連携体制の構築（災対各部、危機管理部）
 - 他区市町村等との協力及び都、民間団体、ボランティア等との協力協定等（覚書）に基づき、態勢の確立に努める

世田谷区災害対策強化プラン

重点テーマ6 災害対応力、広域連携体制の強化

目指すべき姿
災害時の応急・復旧・復興業務や優先すべき通常業務を円滑かつ確実に実践できるよう、計画やマニュアルを整備・修正し、各種協力協定のもと区の災害対応力を強化

主な取組みの工程	2025	2026	2027	2028	2029	2030～
①業務継続計画（BCP）の修正（危機管理部） 業務継続計画を修正し、より実効性の高い計画とする	国や都の計画・マニュアル等や区地域防災計画との整合を図り、業務継続計画の前提条件(人的・建物被害、職員参集率状況等)を変更を反映させた計画とする。	業務継続計画に基づき、資源確保に努め、限られた資源を「非常時優先業務」に効果的に投入することで、災害時においても適切な業務執行を行うことができる。				
②遺体対応マニュアルの策定（総合支所、危機管理部、生活文化政策部、地域行政部、スポーツ推進部、土木部等） マニュアルを策定し、関係各部の活動を具体化	災害時の遺体対応(遺体の搬送・収容、対応人員など)についてまとめ、マニュアルを策定する。	・訓練実施 ・災害時における遺体対応の体制が整備されている。				
③職員行動マニュアルの修正（災対各部、危機管理部） 業務継続計画(BCP)の見直しと遺体対応マニュアルの策定を踏まえ、災害時職員行動マニュアルを修正 R7～R8	・災対統括部のマニュアル修正 ・災対各部マニュアルの修正手順書の作成	・災対各部マニュアルの修正	・訓練等を通じたマニュアル見直し	円滑な災害関連業務が遂行できる 災害時職員行動マニュアルの整備		
④受援体制の整備（総務部、危機管理部） 国や都のガイドライン、計画等を踏まえ、人的応援を円滑に受け入れるための体制や手順、受援業務等を整理 R7～R9	・受援計画策定に向けた課題の洗い出し ・災害時における会計年度任用職員の職務の検討	・受援計画策定	・受援計画と職員行動マニュアルの整合を図る	受援計画に基づいた 円滑な人的支援の確保		
⑤震災復興マニュアルの修正（政策経営部、危機管理部） 特別区長会調査研究機構の調査研究等を踏まえ、震災復興マニュアルを修正 R8	・特別区長会調査研究機構による調査・研究	・震災復興マニュアルの改訂に向けた課題抽出	・抽出した課題の検討	・震災復興マニュアルの修正	被害状況に応じた 迅速かつ柔軟な復興計画の策定	
⑥災害時トイレ確保・管理計画の策定（総合支所、危機管理部、清掃・リサイクル部、都市整備領域、公共施設管理所管） 災害時トイレ確保・管理計画を策定	・東京都トイレマスタープラン検証 ・災害時トイレ確保・管理計画の策定・検討 ・在宅避難周知啓発による携帯トイレ備蓄啓発	・災害時トイレ確保・管理計画策定・検討 ・在宅避難周知啓発による携帯トイレ備蓄啓発	在宅避難周知啓発による携帯トイレ 備蓄啓発		・災害時トイレ確保・管理計画等で設定された到達目標を達成し、災害時のトイレの確保・管理がなされている。	
⑦広域連携体制の構築（災対各部、危機管理部） 他区市町村等との協力及び都、民間団体、ボランティア等との協力協定等(覚書)に基づき、態勢の確立に努める	・協定先との協定の点検、見直しの実施 ・協定先との訓練機会の創出 ・災害時対応の課題に応じた協定の拡大			広域連携を強化し、協定間や関係機関で円滑な連絡調整や情報共有ができる態勢		

重点テーマ7 医療救護対策等の充実

目指すべき姿
Vision

□災害時のフェーズごとの医療ニーズに対応するため、実効性のある医療救護活動を行う体制を整備する

取組みの概要

◆緊急医療救護所の運営体制の更なる具体化（世田谷保健所、医療関係団体）

- 発災直後から超急性期（～72時間）における傷病者に対応するため、緊急医療救護所の更なる運営の具体化を図る

◆避難所救護所の運営体制の構築（総合支所、危機管理部、世田谷保健所、福祉関係部、医療関係団体）

- 急性期以降（72時間～）における医療ニーズの対応や災害関連死を予防するため、避難所救護所の役割、活動内容等の見直しを行う。
- 各地から医療職で編成された保健医療福祉活動チームが派遣されるため、これらのチームの受入れや活動のマネジメント・受援体制の構築

◆医療救護本部の指揮・調整機能の更なる具体化（世田谷保健所、保健福祉政策部、医療関係団体）

- 緊急医療救護所の運営支援、区内病院の被害情報等の収集、病院間の患者受入れ調整等の役割を担うことができるよう災害医療コーディネーターと連携、医療救護本部の指揮・調整機能の更なる具体化を図る

世田谷区災害対策強化プラン

重点テーマ7 医療救護対策等の充実

目指すべき姿

災害時のフェーズごとの医療ニーズに対応するため、実効性のある医療救護活動を行う体制を整備する

主な取組みの工程

2025

2026

2027

2028

2029

2030～

①緊急医療救護所の運営体制の更なる具体化（世田谷保健所、医療関係団体）

発災直後から超急性期（～72時間）における傷病者に対応するため、緊急医療救護所の更なる運営の具体化を図る

- ・緊急医療救護所運営訓練実施（各病院で年1～2回程度）
- ・備蓄医薬品のランニングストック導入検討及び一部導入
- ・自衛隊中央病院との緊急医療救護所設置に向けた準備

- ・緊急医療救護所運営訓練の実施（各病院で年1～2回予定）
- ・地域BWA通信機器を用いた定期通信訓練の実施
- ・全ての緊急医療救護所を対象とした備蓄医薬品のランニングストック導入
- ・人員体制、災害用処方箋、薬袋、医療資器材等の見直しに向けた医療関係団体及び病院との協議

- ・備蓄医薬品のランニングストック状況の検証、見直し
- ・緊急医療救護所参集者の初動対応力の向上（訓練参加者アンケート結果等により測定）

・関係機関（国、都、自衛隊中央病院等）主催の災害医療訓練への継続的な参加を通じたスキルアップ及び先進事例の導入

②避難所救護所の運営体制の構築（総合支所、危機管理部、世田谷保健所、福祉関係部、医療関係団体）

急性期以降（72時間～）における医療ニーズの対応や災害関連死を予防するため、避難所救護所の役割、活動内容等の見直しを行う

- ・避難所救護所の見直しに伴う関係所属PTの実施
- ・避難所救護所運営ガイドラインの作成準備
- ・避難所救護所の見直しに向けた医療関係団体との協議

- ・各総合支所における避難所救護所運営訓練の実施
- ・関係所属PTでの検討結果を踏まえた避難所救護所運営ガイドラインの作成、見直し及び訓練を通じた活動内容の検証、継続的な見直し
- ・避難所救護所運営訓練の内容充実及び継続的な実施
- ・避難所救護所運営訓練に関する世田谷保健所からの助言、支援の実施

- ・避難所救護所運営ガイドラインに基づく運営体制の確立
- ・避難所救護所従事職員の初動対応力の向上（訓練参加者アンケート結果等により測定）

各地から医療職で編成された保健医療福祉活動チームが派遣されるため、これらのチームの受入れや活動のマネジメント・受援体制の構築

- ・外部受援（JMAT、保健師等支援チーム、DHEAT等）の受入れ体制の検討、確立

- ・外部受援（JMAT、保健師等支援チーム、DHEAT等）の受入れに関する訓練の検討、実施
- ・外部受援受入れ手順のマニュアル化の検討（災害時職員行動マニュアルへの追記検討）

- ・外部受援（JMAT、保健師等支援、DHEAT等）の受入れ体制の検証、見直し
- ・外部受援受入れ手順の災害時職員行動マニュアルへの追記

・関係機関（日本医師会、都医師会、都等）主催のJMAT、DHEAT関連研修への継続的な参加を通じたスキルアップ及び先進事例の導入

・国が整備する災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）操作研修への継続的な参加及び活用検討

③医療救護本部の指揮・調整機能の更なる具体化（世田谷保健所、保健福祉政策部、医療関係団体）

緊急医療救護所の運営支援、区内病院の被害情報等の収集、病院間の患者受入れ調整等の役割を担うことができるよう災害医療コーディネーターと連携、医療救護本部の指揮・調整機能の更なる具体化を図る

- ・医療救護本部アクションカード（行動手順）の見直し検討
- ・医療救護本部での指揮・調整に関する事例検討
- ・災害医療コーディネーター向け災害医療研修会実施
- ・医療救護本部運営訓練実施

- ・医療救護本部運営訓練を通じた活動内容、指揮・調整に関する検証及び継続的な見直し
- ・災害医療コーディネーター向け災害医療研修会及び医療救護本部運営訓練の内容充実及び継続的な実施

- ・災害医療コーディネーター及び関係する区職員の初動対応力の向上（訓練参加者アンケート結果等に基づき測定）

・関係機関（国、都等）主催の災害医療研修への継続的な参加を通じたスキルアップ及び先進事例の導入

重点テーマ8 安全な都市づくりの推進

目指すべき姿
Vision

□地震に強い都市づくりの実現に向け、都市構造そのものの防災性を高めていくことを基本として施策を推進

取組みの概要

◆木造住宅密集地域の防災性の向上（総合支所、防災街づくり担当部）

➤不燃化特区（不燃化推進特定整備地区）内における老朽建築物の不燃化等を促進（実施計画～R9）

不燃化特区 区役所周辺地区（R7 70.2% H28 62.6%）

北沢三・四丁目地区（R7 61.2% H28 55.3%）

太子堂・若林地区（R7 69.1% H28 61.3%）

北沢五丁目・大原一丁目地区（R7 62.4% H28 55.2%）

※令和8年度時点の実施地区

◆建築物の耐震化（防災街づくり担当部）

➤耐震改修促進計画（R8～R12）に基づく耐震化支援の取組みにより建築物の耐震化を促進（実施計画～R9）

◆無電柱化整備（土木部）

世田谷区無電柱化推進計画に基づき無電柱化を推進（実施計画～R9）

無電柱化した区道延長（累計） 14,709m ～R9

世田谷区災害対策強化プラン

重点テーマ8 安全な都市づくりの推進

目指すべき姿
地震に強い都市づくりの実現に向け、都市構造そのものの防災性を高めていくことを基本として施策を推進

主な取組みの工程

2025

2026

2027

2028

2029

2030～

①木造住宅密集地域の防災性の向上（総合支所、防災街づくり担当部）

不燃化特区(不燃化推進特定整備地区)内における老朽建築物の不燃化等を促進 ～ R9(実施計画)

・老朽建築物の建替えに係る建築設計・工事監理費の助成
・老朽建築物の除却工事費の助成
・専門家派遣
・無接道敷地等での不燃化建替えの促進

・老朽建築物の建替えに係る建築設計・工事監理費の助成
・老朽建築物の除却工事費の助成
・専門家派遣
・不燃化に関する相談会
・無接道敷地等での不燃化建替えの促進

・老朽建築物の建替えに係る建築設計・工事監理費の助成
・老朽建築物の除却工事費の助成
・専門家派遣
・不燃化に関する相談会

不燃化特区内の全地区で不燃領域率70%を達成。

②建築物の耐震化（防災街づくり担当部）

耐震改修促進計画(R8～R12)に基づく耐震化支援の取組みにより建築物の耐震化を促進 ～ R9(実施計画)

・耐震診断や補強設計、耐震改修工事、除却等に対する診断士派遣や費用助成
・防災イベントや相談会実施による耐震化促進のための普及啓発
・耐震改修促進計画の改定

耐震改修促進計画改定に基づく新たな耐震化支援の取組み

住宅:2000年基準の耐震性を満たしていない住宅を令和12年度末までにおおむね解消
特定緊急輸送道路沿道建築物:令和12年度末までに総合到達率99%以上、かつ、区間到達率95%未満の解消
一般緊急輸送道路沿道建築物:令和12年度末までに耐震化率90%の達成

③無電柱化の整備（土木部）

世田谷区無電柱化推進計画に基づき無電柱化を推進～ R9(実施計画)

・無電柱化整備
目標:無電柱化した区道延長(累計)14,359m

・無電柱化整備
目標:無電柱化した区道延長(累計)14,469m

・無電柱化整備
目標:無電柱化した区道延長(累計)14,709m
・無電柱化推進計画改定作業

新たな無電柱化推進計画に基づく無電柱化整備

【参考】 東京都防災アクションプランの抜粋

(参照) https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/content/tokyo_bosai_action3/tokyo_bosai_action.pdf

■東京都の減災目標

2030年度(令和12年度)までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する。

■「東京防災アクションプラン」の改訂

■ 東京防災アクションプランの位置付け

- ◆ 東京防災アクションプランは、地域防災計画に定める2030年度までの減災目標の達成等に向けた都の防災対策の事業計画として、「2050東京戦略」や「TOKYO強靱化プロジェクト」とも整合を図りながら、策定しています。
- ◆ 本プランにより、各局等の防災関連計画及びこれらの計画に基づく事業について、年度ごとに進捗管理を行っていきます。



(参照) https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/content/tokyo_bosai_action3/tokyo_bosai_action.pdf

減災目標の達成等に向けた防災対策の推進

- 減災目標の達成等に向け、区市町村や関係機関などの各主体との一層の連携を強化しながら、防災対策を強力に推進

テーマⅠ 都市の強靱化

- 能登半島地震を踏まえ、不燃化の取組や液状化対策、通信設備の強化など、予防・減災に向けた取組により、安全・安心なまちづくりを推進



テーマⅡ 災害対処能力の強化

- 地域防災力、多様な視点、防災DX、災害時のオペレーションの四つの分野から対策を強化

① 地域防災力

マンション防災や出火防止対策の推進をはじめ、消防団や町会・自治会等の活動を充実・強化し、都民の自助・共助を底上げ

② 多様な視点

被災経験や被災地支援の教訓を生かし、女性や子供のほか、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の視点に配慮した防災対策を推進

③ 防災DX

デジタル技術やAIなどの最新技術を活用した防災DXの事業を更に推進し、予防→応急→復旧・復興のフェーズごとの防災対策の実効性を一層向上

④ 災害時におけるオペレーション

円滑かつ迅速な災害対応を実現するため、多摩地域における防災拠点の機能強化や、各種防災資機材等を整備



■都市の強靱化における主な公助の取り組み

◆交通機能の確保

- 緊急輸送道路等の液状化によるマンホールの浮上抑制対策
- 都道の街路樹診断・対策
- 信号用非常電源設備・防災型信号機の整備
- 都道の無電柱化の推進

◆下水道の耐震化

- 下水道管とマンホールの耐震化

◆水道施設の耐震化

- 排水管の耐震継手化

◆水道施設バックアップ機能の強化

- 水道システム全体のバックアップ機能の強化、水道施設の自家用発電設備の整備

◆応急給水体制の構築

- 給水拠点や消火栓等を活用した資器材の配備・訓練支援の継続

ほか

(参照) https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/content/tokyo_bosai_action3/tokyo_bosai_action.pdf